

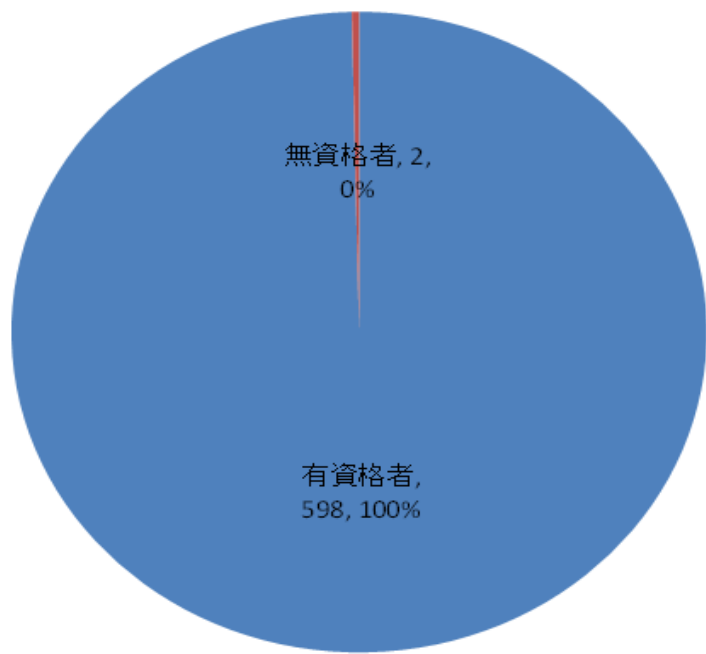
## 有資格者により点検を行う範囲について

## 第1回消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会（資料1-3）より

政令市及び中核市の中から点検報告率の高い消防本部・低い消防本部それぞれ6本部ずつ、計12消防本部を対象として調査を実施

- 1,000㎡未満の防火対象物における点検実施者の点検資格の有無について調査（2014.3.31時点）
- 1,000㎡未満の防火対象物600件（12本部×50件）を抽出
- 用途の内訳は特定防火対象物（315件）、非特定防火対象物（285件）

有資格者点検・無資格者点検内訳



制度上、無資格者による点検の実施が可能であるにもかかわらず、ほとんどが有資格者による点検を実施していた（598件／600件）

# 有資格者により点検を行う範囲について

## ➤ 点検報告制度の創設時と現在における消防用設備等の設置基準の主な相違点

	用途	昭和50年4月時点	用途	平成28年4月時点	
スプリンクラー設備	1項(映画館等)	6000㎡以上※1	1項	6000㎡以上※1※2	
	2項(キャバレー等)	6000㎡以上	2項	6000㎡以上	
	3項(飲食店等)	6000㎡以上	3項	6000㎡以上※2	
	4項(百貨店等)	6000㎡以上	4項	3000㎡以上	
	5項イ(ホテル等)	6000㎡以上	5項イ	6000㎡以上※2	
	6項イ(病院等)	6000㎡以上		6項イ(1)(2)	全て※3
				6項イ(3)	3000㎡以上※2
				6項イ(4)	6000㎡以上※2
	6項ロ(養老施設等)	6000㎡以上		6項ロ(1)	全て※3
				6項ロ(2)	全て※3※4
				6項ロ(3)	全て※3
				6項ロ(4)(5)	全て※3※4
	6項ハ(幼稚園等)	6000㎡以上		6項ハ	6000㎡以上※2
				6項ニ	6000㎡以上※2

※1 舞台部床面積500㎡以上で舞台部に設置

※2 総務省令で定める部分(スプリンクラー代替区画部分)を除く

※3 延焼抑制構造を有するものを除く

※4 介助がなければ避難できない者として総務省令で定める者を主として入所させるもの以外にあっては延べ面積275㎡以上の場合必要

# 有資格者により点検を行う範囲について

	用途	昭和50年4月時点	用途	平成28年4月時点
自動火災報知設備	1項(映画館等)	300㎡以上	1項	300㎡以上
	2項(キャバレー等)	300㎡以上	2項イ(キャバレー等)	300㎡以上
			2項ロ(遊技場等)	300㎡以上
			2項ハ(性風俗関連特殊営業を営む店舗)	300㎡以上
			2項ニ(カラオケボックス等)	全て
	3項(飲食店等)	300㎡以上	3項	300㎡以上
	4項(百貨店等)	300㎡以上	4項	300㎡以上
	5項イ(ホテル等)	300㎡以上	5項イ	全て
	6項イ(病院等)	300㎡以上	6項イ(1)~(3)(患者を入院させるための施設を有するもの等)	全て
			6項イ(4)(患者を入院させるための施設を有しないもの等)	300㎡以上
	6項ロ(養老施設等)	300㎡以上	6項ロ	全て
	6項ハ(幼稚園等)	300㎡以上	6項ハ	300㎡以上※1
			6項ニ	300㎡以上
	9項イ(公衆浴場)	200㎡以上	9項イ	200㎡以上
13項ロ(飛行機の格納庫等)	全部	13項ロ	全部	
17項(重要文化財等)	全部	17項	全部	

※1 利用者を入居させ、又は宿泊させるものは、全部

# 有資格者により点検を行う範囲について

## ➤ スプリンクラー設備の点検内容で有資格者でないと困難と思料される項目の例

点検項目		点検方法	判定方法
水道連結方式	放水圧力	(1) 放水圧力は末端試験弁を開放し、圧力計の指示値を確認する。なお、末端試験弁を設けない場合は放水圧力及び放水量を測定できる装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力を確認する。	末端試験弁、放水圧力及び放水量を測定できる装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力が0.02MPa以上1MPa以下(壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げを準不燃材料以外の材料とした場合にあっては0.05MPa以上1MPa以下)であること。
	減圧のための措置	(2) 減圧のための措置は、水源の直近及び最遠の末端試験弁の開放操作等により、最遠について末端試験弁の圧力計で、直近については流水検知装置の圧力計又は流水検知装置を設けない場合にあっては末端試験弁の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力で確認する。なお、末端試験弁を設けないものにあっては、最遠及び直近について当該装置の圧力計の指示値を基に計算した放水圧力を確認する。	放水圧力が0.02MPa以上1MPa以下(壁及び天井(天井のない場合にあっては、屋根)の室内に面する部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。))の仕上げを準不燃材料以外の材料とした場合にあっては0.05MPa以上1MPa以下)であること。

## ➤ 自動火災報知設備の点検内容で有資格者でないと困難と思料される項目の例

点検項目		点検方法	判定方法
受信機及び中継器	蓄積式	火災試験を行い確認する。	ア 火災灯、地区表示装置の点灯及び主音響装置の鳴動並びに自己保持機能が正常であること。
	アナログ式		イ 蓄積式受信機にあっては、前ア1によるほか、蓄積の測定時間は、受信機で設定された時間に5秒を加えた時間以内であること。
	二信号式		ウ 二信号式受信機にあっては、前ア1によるほか、次によること。 (ア) 第一信号により主音響装置又は副音響装置の鳴動及び地区表示装置の点灯が正常であること。 (イ) 第二信号により主音響装置及び地区音響装置の鳴動並びに火災灯及び地区表示装置の点灯が正常であること。
	その他		※(ア) 回線別に蓄積機能を有しているものは、回線別に点検する。 (イ) P型3級、GP型3級受信機及び二信号式受信機の第一信号による火災表示は、自己保持機能がないものもあるので注意すること。 (ウ) 1回線ごとに自己保持機能を確認した後に復旧スイッチを操作して、次の回線へ移行すること。

# 点検報告の有資格者により点検を行う範囲について

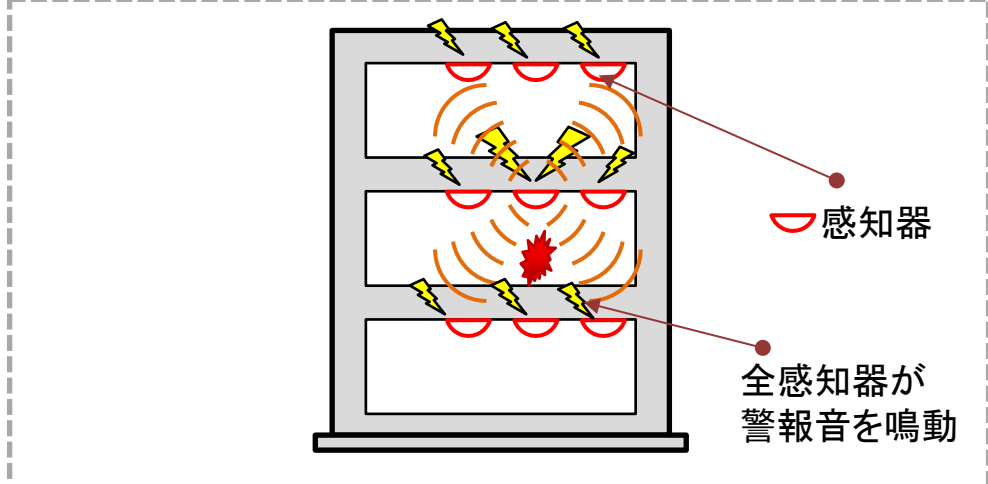
## ➤ 点検有資格者でなくても点検可能と思料される消防用設備等について

### (特定小規模施設用自動火災報知設備(無線方式))

#### (設置基準)

特定小規模施設(2項二、5項イ等の用途が存する防火対象物で延べ面積300㎡未満のもの等)のうち、以下の部分に設置する。

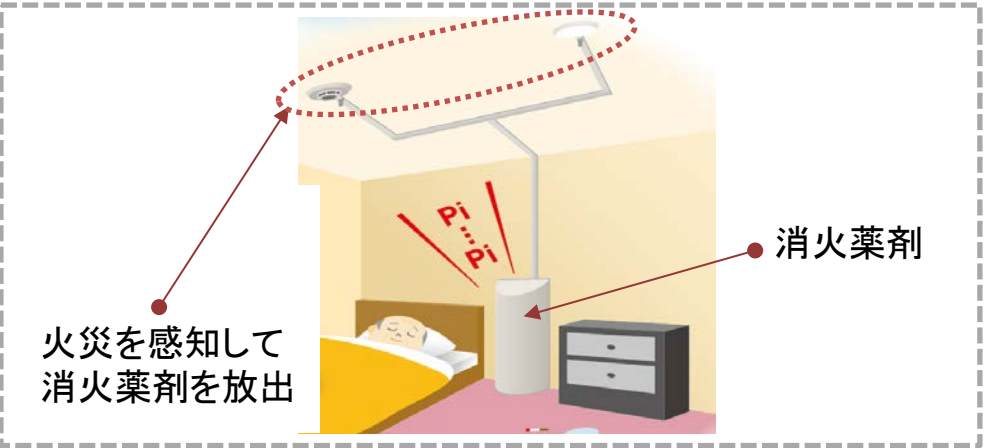
- ・ 建築基準法第2条第4号に規定する居室及び床面積が2㎡以上の収納室
- ・ 倉庫、機械室その他これらに類する室
- ・ 階段及び傾斜路、廊下及び通路並びにエレベーターの昇降路、リネンシュート及びパイプダクトその他これらに類するもの



### (パッケージ型自動消火設備Ⅱ型)

#### (設置基準)

スプリンクラー設備の設置が必要な医療施設又は社会福祉施設で、延べ面積275㎡未満のもの(易燃性の可燃物が存し消火が困難と認められるものを除く)に設置可能。



有資格者について、延べ面積だけでなく、設置される消防用設備等も考慮することを検討してはどうか。ただし、特に小規模な防火対象物に設置される消防用設備等(特定小規模施設用自動火災報知設備、パッケージ型自動消火設備Ⅱ型)についても有資格者でなければ点検ができないか、あわせて検討は必要。

# 有資格者により点検を行う範囲について

## ➤ 消防用設備等の設置基準が強化された特定防火対象物における点検報告率(平成26年度)

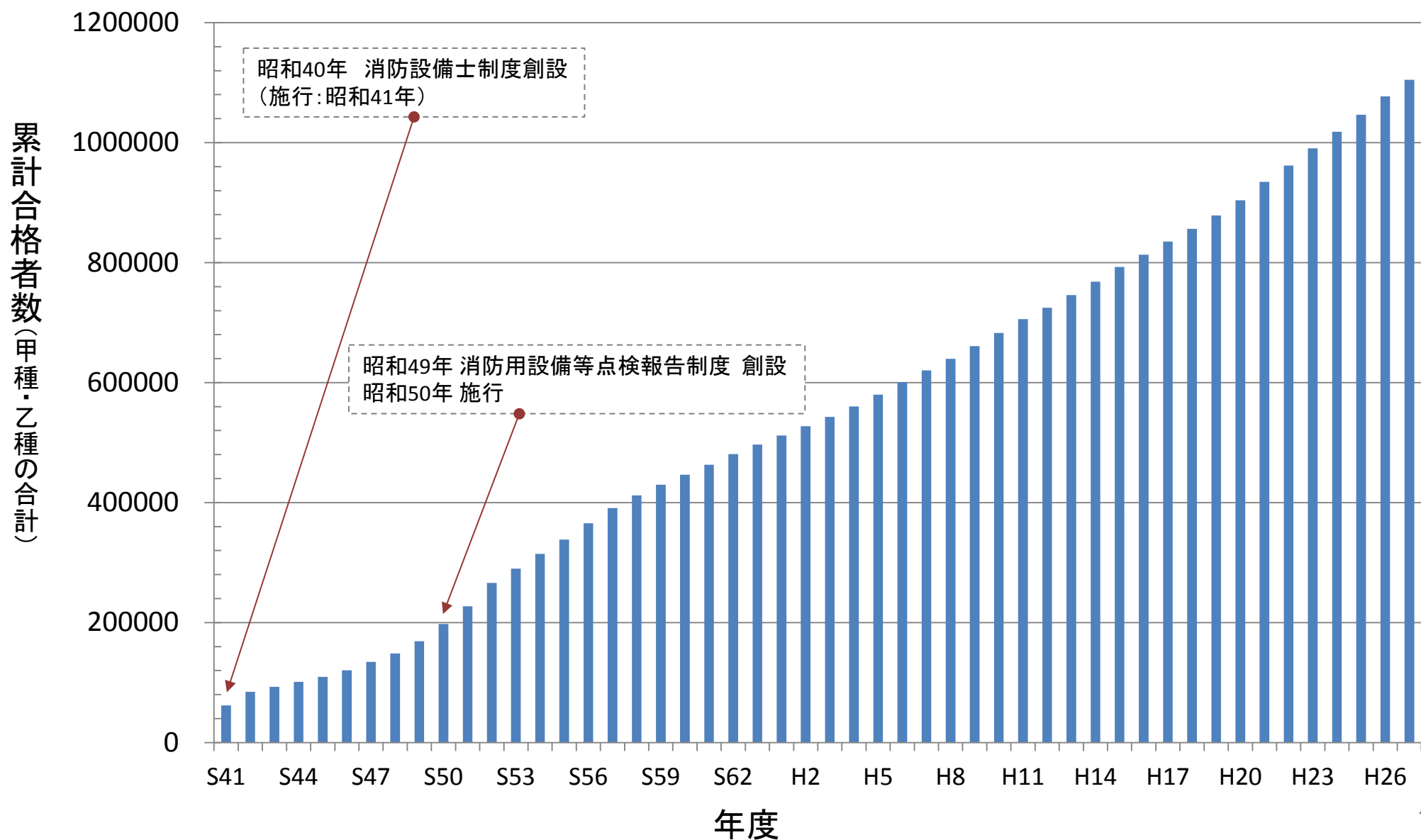
	2-2 (カラオケボックス)	6-1 (病院・診療所)	6-10 (老人ホーム)
1000㎡以上報告率	72.2%	81.0%	81.3%
1000㎡未満報告率	57.1%	49.6%	73.5%
1000㎡以上率	16.9%	25.4%	44.7%
点検報告率	59.7%	57.6%	77.0%

○ 上記3用途はいずれも半数以上が延べ面積1000㎡未満。

○ 有資格者による点検が求められてない延べ面積1000㎡未満の防火対象物の報告率は、延べ面積1000㎡以上の場合と比較して低くなっている。

# 有資格者により点検を行う範囲について

## 消防設備士試験の合格者数の推移



# 有資格者により点検を行う範囲について

## ➤ 消防設備点検資格者の合格者数の推移

